

道路災害防除工事における「概算数量による発注」について

建設部 道路管理課

1 対象工事

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」で実施する道路災害防除工事について、早期対策による民生の安定を目的とし、既存の測量・設計成果がなく、発注段階で工事実施数量を正確に把握できない工事箇所のうち、対策工法が決定している次のいずれかの工法については、実測図面を示さない「概算数量による発注」を活用。

- (工法1) 既設吹付工・法枠工の補修^{*1}
- (工法2) 裸地法面への吹付工、吹付法枠工（新設）
- (工法3) 落石防護網工（撤去再設置）
- (工法4) その他、構造計算を要しない法面保護工

*1 : 想定する工法例

- ・ 吹付背面の空洞処理（裏込め注入工）
- ・ 補強（吹付工（上吹補修）、吹付枠工）
- ・ 既設吹付の撤去（はつり工）ならびに吹付工、吹付枠工
- ・ 既設法枠工の撤去（はつり工）ならびにモルタル・コンクリート補修

2 当初設計

(1) 添付される図面等

- ・ 平面図は道路台帳平面図等を利用し、概ねの工事実施範囲を図示
- ・ 標準横断図において吹付工の厚みや材料等構造等を明示
- ・ 展開図により施工面積の概算数量根拠を図示
- ・ 上記根拠による概算数量にて設計額を算出

(2) 測量等の費用の計上

- ・ 受注者が行う測量調査等費用を計上

3 調査設計の実施

- ・ 受注者は当初設計に示された、測量調査等を実施
- ・ 発注者は測量調査の成果に基づき、必要な調査設計を実施し、その内容について受注者に指示

「3か年緊急対策」における河川内の樹木・堆積土除去工事について

建設部 河川課

1. 「概算数量による発注」の活用について

標記工事のうち、既存の測量・設計成果が無く、発注段階で正確な数量を把握できない場合に、「概算数量による発注」を活用する。

2. 「概算数量による発注」の概要

○ 発注段階

(1) 設計図書等

- ・平面図：1/2500 都市計画図、住宅地図、航空写真等に概ねの工事実施範囲を図示
- ・横断図：簡易な手法により標準横断図を作成し、撤去断面、断面積を図示

※堆積土除去のみ

- ・仮設工図：概算数量の根拠が判る程度の図面を添付
- ・数量計算書等：概算数量の算出根拠を明記

(2) 測量等の費用

- ・準備工として必要経費を計上
- ・計上が想定される内容は、縦横断測量、既存施設の根入れの確認のための試掘 等

○ 契約後

- ・受注者は、準備工に計上された測量・調査を実施し、発注者に提出、協議
- ・発注者は、提出された測量・調査結果を基に掘削範囲、掘削深さ等を決定し、受注者に指示。これに基づき設計変更を行う。
- ・仮設工は、施工計画受領時に確認し、必要に応じて設計変更する。(指定仮設扱い)

3. その他

- ・原則的に、「ICT（情報通信技術）活用工事を選択できる工事」として発注。
- ・準備工として実施する測量においても、3次元測量を積極的に活用したい。

金抜設計書について

入札公告時等における設計内容の適切な明示、積算に係る受発注者の負担軽減を図るため、金抜設計書の作成に必要な定義、構成、保存期間等を含め詳細な要領を次のとおり定めた。

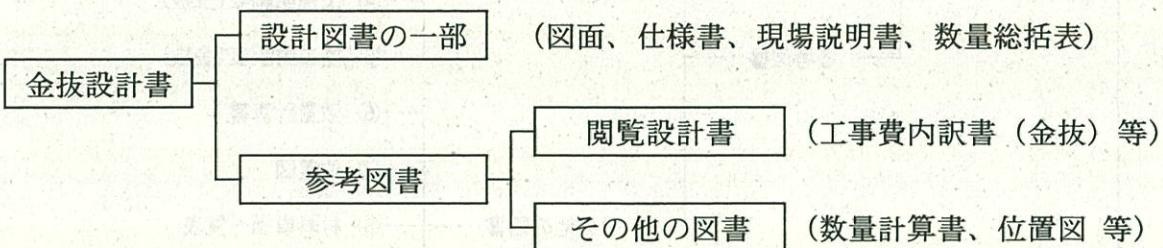
1 主な内容

(1) 金抜設計書の定義

- ・ 金抜設計書とは、入札公告時等に入札参加者等が応札額の算出に必要、又は参考となる情報を明示した図書。

(2) 金抜設計書の構成

- ・ 金抜設計書は、契約条件となる「設計図書の一部」と、契約条件とならない「参考図書」で構成。詳細については、別紙参照。



(3) 閲覧設計書の作成上の留意点

- ・ 設計積算システムにより作成することを原則とする。※1
- ・ 数量、歩掛、積算条件を参考として明示する。※2

(4) 金抜設計書の保存期間

- ・ 電子媒体又は紙媒体で、竣工（完了）検査が完了するまで保存する。

2 本要領の適用

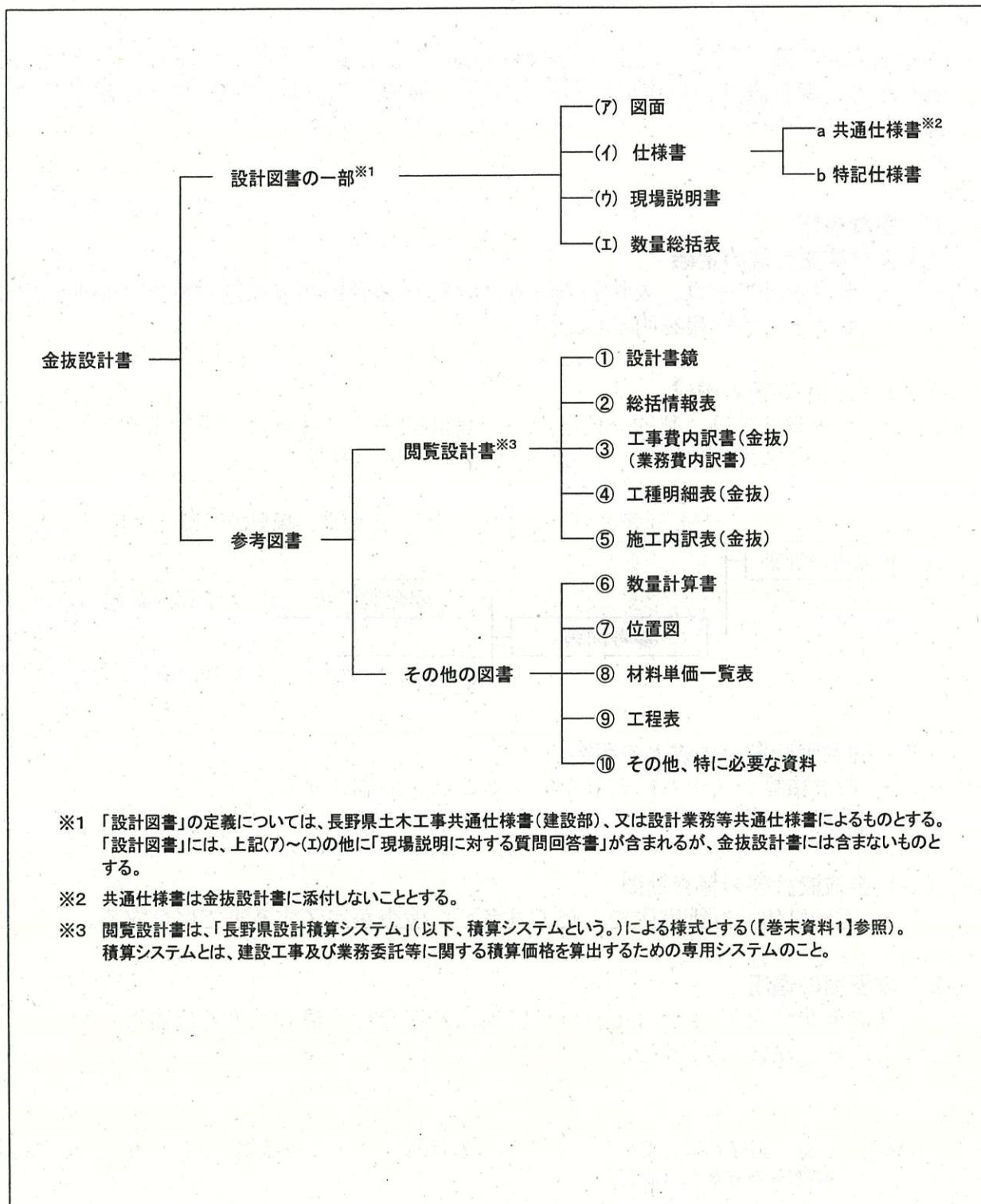
建設部が平成31年4月1日以降に入札公告を行う建設工事等に適用。※3
ただし、建築工事を除く。

※1 任意の諸経費率を設定できるように設計積算システムを改修。これにより、保守点検業務等の積算も可能となる。

※2 本要領の施行に伴い、「応札者自らの積算を促す発注方式試行要領」は廃止する。

※3 他部局においても、本要領に準じて対応を図る予定。

金抜設計書の構成



災害時における緊急調査の当番登録期間の変更について

技術管理室

1 現状

- ・ 地質調査業務、測量及び設計業務に関する緊急調査については、毎年5月に今後1年間の当番登録を希望する業者から応募を受け、技術管理室又は建設部現地機関で審査を行い、当番表を作成。
- ・ 6月に前期分（7月～12月）、12月に後期分（翌年1月～6月）の当番表を公表。

2 課題

- ・ 多くの業者が当番登録を継続しており、毎年新規に応募・審査を行う必要性が低減。
- ・ 当番登録業者（支店等を含む）が約300者あり、業者の応募申請書作成、技術管理室又は建設部現地機関の審査の負担軽減が課題。

3 課題解決に向けたアイデア発想

- ・ 業者の当番登録の有効期間を、従来の1年から2年に延伸し、業者登録の新規募集、当番登録の解除の受付のみを年1回行う。
- ・ 将来的には、当番登録の有効期限をなくし、業者登録の新規募集及び当番登録の解除を年1回行うことを探索。

說得是：「我這人，沒有甚麼好處，就是心地裏，沒有甚麼壞處。」

說得是：「我這人，沒有甚麼好處，就是心地裏，沒有甚麼壞處。」

說得是：「我這人，沒有甚麼好處，就是心地裏，沒有甚麼壞處。」

說得是：「我這人，沒有甚麼好處，就是心地裏，沒有甚麼壞處。」

說得是：「我這人，沒有甚麼好處，就是心地裏，沒有甚麼壞處。」

說得是：「我這人，沒有甚麼好處，就是心地裏，沒有甚麼壞處。」

Wiークリースタンス実施要領（案）

技術管理室

1 目的

Wiークリースタンスとは、受発注者間で効率的かつ計画的に業務を進めるためのルールを定める受発注者共同の取組であり、成果品の品質確保と、ワークライフバランスの推進による、担い手の確保・育成を目的とする。

2 対象業務

長野県が建設部発注する委託業務（測量、調査、設計、用地測量、物件調査、構造物点検等）に適用する。ただし緊急を要する業務、小規模修正業務は除く。

3 実施内容

「Wiークリースタンス実施書」を作成し、受発注者間での十分な意思疎通により業務を進める。

1) 業務を実施するうえでのルール

・受発注者の協議により下記の①～⑤を基本的なルールとして定める。ただし一部を実施しないとすることもできる。

- ① 水曜日は定時に帰宅する（水曜日に限らず週1回ノーカー残業デーを設ける）
 - ② 週末に作業を依頼し、週初めを提出期限とすることを禁止する
 - ③ 十分な作業期間を確保する
 - ④ 勤務時間外の作業依頼はしない
 - ⑤ ワンデーレスポンスの徹底
- ・上記①～⑤以外でも、業務の効率化や成果品の品質向上につながる取組・提案等は実施することができるものとする。

2) 制約事項等の確認

- ・業務を進める上での制約事項や業務の中間目標（マイルストーン）について受発注者相互で協議・確認し、履行期間に係る留意点を共通認識とする。
- ・協議・確認は、「業務スケジュール管理表」等を用いて行い、業務実施中は中間打合せ時などを利用しフォローアップを行う。
- ・確認・協議した結果に基づき、履行期間の変更等を柔軟に行う。

3) その他

- ・実施内容は、初回打合せ時に、受発注者協議のうえ決定する。
- ・「Wiークリースタンス実施書」は監督員が作成し受発注者間で共有する。
- ・「業務スケジュール管理表」等は受注者が作成し受発注者間で共有する。業務スケジュール管理表は、業務計画書に含めて提出する業務工程を兼ねることができる。

4 適用年月日

本要領は、平成31年（2019年）4月1日以降の入札公告案件から適用する。

ウィークリースタンス実施書

協議日 年 月 日

業務名	
業務箇所	
履行期間	
発注者 監督員職・氏名	
受注者	監理技術者・現場代理人 氏名

1) 業務を実施するうえでのルール

- ① 水曜日は定時に帰宅する (水曜日に限らず週1回ノ一残業デーを設ける)
- ② 週末に作業を依頼し、週初めを提出期限とすることを禁止する
- ③ 十分な作業期間を確保する
- ④ 勤務時間外の作業依頼はしない
- ⑤ ワンデーレスポンスの徹底

実施する項目に「○」を記入
実施しない項目に「×」を記入

①	②	③	④	⑤

その他実施する内容

- ⑥ _____
⑦ _____

2) 制約事項等の確認

業務上の制約事項や中間目標（マイルストーン）など

•	•	•
---	---	---

※確認にあたっては「業務スケジュール管理表」等を使用する

業務スケジュール管理表

※本様式は作成例であり様式は任意です

